

(令和4年5月30日時点)

国産小麦等産地生産性向上事業

Q & A

令和4年5月

本 Q&A は、本事業のねらいや考え方を示すとともに、実施要領、交付要綱等の各種規定を補足的に説明するものです。今後、事業執行状況を踏まえ、内容を修正する可能性がありますので、適宜、最新版を御確認ください。

～ 目 次 ～

- 1 全 般
- 2 対象作物・対象経費
- 3 事業実施主体・申請方法
- 4 採択要件・成果目標
- 5 団地化の推進
- 6 営農技術の導入
- 7 機械・施設の導入
- 8 生産拡大の推進
- 9 都道府県推進費

番号	問	答
(1 全般)		
1-1	補助金の交付ルートには市町村等を含む必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会の経由は、都道府県で定めることにより選択可能です。
1-2	実績報告の際に準備すべき資料(都道府県要綱、国要領にあるもの以外)は他にありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 支払い経費ごとの内訳を記載した資料や帳簿の写し等の対外的に取組内容を説明できる資料を整理してください。 また、事業実施主体においては、作業日誌、資材購入伝票、写真等の証拠書類及び会計関係書類(見積書、納品書、請求書、領収書等)を5年間保管ください。
(2 対象作物・対象経費)		
2-1	事業実施主体が生産法人等で、将来的に農地購入し、規模拡大する場合、購入予定の農地面積は、現状値に含む必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が、農地購入等により規模拡大する場合、現状値にもその農地を含む必要があります。例えば、A 法人が近隣の農業者 B の農地を購入し、規模拡大する場合は、現況の面積についても農業者 B の農地を計上してください。 <ul style="list-style-type: none"> × 現状：A 法人の経営地 目標：A 法人の経営地+B から購入した農地 ○ 現状：A 法人の経営地+B 氏の農地 目標：A 法人の経営地+B から購入した農地
2-2	交付決定までに行う取組については事業対象となりませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、交付決定後(又は交付決定前着手届提出後)の事業のみが対象となりますが、「団地化推進」と「営農技術の導入」については、は種前に、地域における地権者との話し合いや排水対策等の実施が必要なことから、要綱・要領制定日まで遡及が可能です。
2-3	基幹作、裏作のどちらも対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 基幹作、裏作のどちらも対象となります。

2-4	他事業とあわせて本事業を利用する場合において、本事業の補助対象から除かれるものを教えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> • 国の補助事業については全く同一の取組に要する経費として、複数の事業の補助を受けることは二重補助として禁止されています。 • 例えば、排水改善を目的とした機械の導入に対して、本事業と別事業の両方を活用することは出来ません。一方、水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金については、主食用米以外の作物への転換とそれによる魅力的な産地づくりに向けて地域の裁量で対象作物や単価を設定するものであり、掛かり増し経費を支援するものではないことから、原則として本事業との二重補助には当たりません。ただし、各農業者の掛かり増し経費を具体的に特定して、当該経費分のみを補助対象としている場合などは、個別に相談してください。
2-5	本事業と麦豆プロ及び水田リノベ事業は、重複交付が可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業と麦豆プロ及び水田リノベ事業における営農技術導入に対する支援は、いずれも掛かり増し経費相当を補助対象としていることから、同一の技術を選択する形でそれぞれの事業から支援を受けることはできないものとして整理しています。 • 例えば、水田リノベ事業の取組の一つとして「土壌診断等に基づく土づくり」を選択する場合、本事業において「土壌診断及び土づくりの推進」の支援は受けられません。
2-6	先に麦豆プロで交付決定された者が本事業に申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> • 国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組については助成対象外となります（実施要領第5の2及び3）。このため既に麦豆プロにおいて交付決定されている者が、同一の取組を申請することはできません。
2-7	大麦は本事業の支援対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> • 大麦についても、基本的には本事業の支援対象になるものとお考え下さい。ただし、生産拡大支援（10,000円/10a）については、小麦の代替として使用できない大麦（焼酎用、麦茶用等）を生産拡大したとしても本事業の趣旨に沿った取組とは言い難いため、基本的には支援対象にならないものとお考え下さい。 • 一方、小麦の代替として使用可能な大麦（大麦粉等）については生産拡大支援の対象となり得ます（小麦から大麦に転換する場合は、本事業の趣旨に沿った取組とは言い難いため、原則として、支援対象にならないものとお考え下さい。）。

2-8	令和5年産しか対象にならないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 年産に関係なく、事業実施期間中に行う取組が対象となりますので、令和4年産についても支援対象になり得ます。
(3 事業実施主体・申請方法)		
3-1	本事業はどのような事業実施主体を想定していますか。	<ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織等（受益農業従事者のうち常時従事者（150日以上）が5名以上）と地域農業再生協議会を想定しています。なお、複数の事業実施主体が同じ地域を重複して申請することは認められません。
3-2	事業実施主体にJAは可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 地域においてJAが主体となって事業を推進することが効率的な場合は、事業実施主体になることが可能です。
3-3	1法人で申請することは可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 常時従事者（150日以上）が5名以上であれば申請は可能です。 なお、産地内で複数の事業実施主体が申請する場合、申請ほ場が重複しないよう注意してください。
3-4	同一の地域再生協に所属するJAや地区（集落）等がそれぞれ事業実施主体として申請することは可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体としての要件を満たしており、申請する圃場に重複が無ければ、申請は可能です。
3-5	地域農業再生協議会の管内の特定の地区を対象に事業を実施することは可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 特定の地区のみを対象とした申請でも問題ありません。対象地区を地図等で明確にした上、申請願います。
3-6	一つの産地の中で、「団地化の推進」「営農技術の導入」「機械・施設の導入」で事業実施主体が異なっても問題ありませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は「団地化の推進」を必須としていますので、全ての事業実施主体は、団地化の推進に取り組む必要があります。 「営農技術の導入」と「機械・施設の導入」は必須ではありませんので、例えば、事業実施主体Aが「団地化の推進」と「営農技術の導入」に取り組み、事業実施主体Bが「団地化の推進」と「機械・施設の導入」に取り組むことは問題ありません。なお、AとBの申請圃場が重複しないこと、事業申請は別々に行うこととしておりますので、ご注意ください。

3-7	要領第2の3にある、「事業実施計画書に取組の中心的な者として位置付ける取組主体」として、農業生産法人や集落営農組織を位置付けることは可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> • 可能です。
3-8	地域農業再生協議会等ひとつの組織が異なる複数の事業実施計画書を策定することは可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> • 1つの事業実施主体による複数の事業実施計画書の申請を認めると、恣意的に地区割を行い、採択されやすい成果目標を設定することが可能となり、公平性が保てなくなることから、事業実施主体としての申請は、一本にまとめてください。 • なお、本事業においては、受益地がAとBの地区で物理的に離れていても問題はありませんし、予算内であれば、事業実施計画書を変更し、受益地を拡大することも可能です。 • たとえばJAが申請する場合、その支所が実施要領第2の1の事業実施主体の要件を満たし、単独で事業実施主体となることができる場合は、支所ごとに申請することも可能ですが、その場合は明確に支所ごとに対象地区を区分してください。
3-9	地域農業再生協議会が、事業実施計画書において、地域の農業者A、B、Cを機械等の導入を行う取組主体として定めた場合、交付手続の簡素化のために、再生協議会がまとめて交付申請してもいいですか。	<ul style="list-style-type: none"> • 機械等の導入等に限っては、「取組主体」として、事業実施計画書に取組の中心的な者として記載された者が、個別に交付申請できることとしています。 • 再生協議会の事業実施計画書が承認された場合は、取組主体の事業実施計画書も承認されたとみなし、取組主体が事業実施主体として交付申請していただくこととなります。 • 仮に再生協議会が交付申請した場合、申請する者と実際に機械を利用する者が異なり、財産管理等があいまいになることから、このような運用としています。
(4 採択要件・成果目標)		
4-1	どのような基準で採択するのですか。	<ul style="list-style-type: none"> • 実施要領別表1の「A 団地化」及び「B 生産拡大」の成果目標と「C 加算」のポイントを合計し、ポイント上位から予算の範囲内で採択します。

4-2	<p>成果目標が、「成果目標の基準」欄に記載されている%・ポイント以下の場合、ポイントをどのように記載すれば良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 0ポイントと記載してください。 なお、区分A、Bともに0ポイントの場合や、各項目について全く向上していない場合は採択されませんのでご注意ください。
4-3	<p>事業計画が不採択とされる成果目標の合計が15ポイントに満たない場合とは小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦のそれぞれで15ポイントが必要という解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、小麦30ポイント、二条大麦12ポイント（平均21ポイント）の場合は採択されないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複数品目を対象として事業を実施する場合には、それぞれの品目で15ポイントが必要となりますので、お示しいただいた例については、採択要件を満たしていないとなります。 なお、成果目標区分のうち区分A及び区分Bの成果目標ポイントの合計が0ポイントの場合についても、それぞれの品目ごとに判断されることとなります。
4-4	<p>現在、麦の作付けを全く行っていない水田の裏作として、新たに麦を作付ける場合、「B生産拡大」の成果目標のポイント計算はどのように行えばよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前年の麦の作付けが全くない場合、「B生産拡大」の成果目標については、「④単収の増加」を選択し、県の平均値または地域の平均値との比較により算出してください。
4-5	<p>成果目標年度において、ブロックローテーションにより麦の作付面積が減少する場合は、事業実施期間の最大値を目標値としても良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標年度において目標値を達成することから、成果目標年度において達成できる目標値を設定してください。
4-6	<p>加算ポイントの「5年以内にはほ場の畑地化を目指した事業計画を策定した場合」について、畑地化する規模の基準（Oa以上、作付面積の〇割以上等）はありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特段規模の基準は設けていませんが、いつまでに、どのくらいの規模、どのような輪作体系で畑地化を計画しているのか等を具体的に記載した畑地化計画を作成していただくこととなります。また、このポイントを加算する場合は、先進的な営農技術の「畑地化に向けた新たな輪作体系の確立」に取り組む必要があります。
4-7	<p>加算ポイントの「食品製造業者からの要望に応えるための栽培管理や品質分析等を行う」とば具体的にどのようなものを想定していますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、タンパク質含量を上げるために生育の中後期に追肥するなどの栽培管理を行うことや、収穫された麦の灰分やタンパク質含率を分析するなど、食品製造業者が求める品質の麦を生産するための取組を想定しています。 事業実施計画書には、食品製造業者名、食品製造業者から求められる品質、その品質を実現するために行う取組内容等を具体的に記入し、関連する資料を添付してください。

4-8	加算ポイントの「新規で別表3の営農技術導入に取り組む場合」について、どのような場合に加算対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 新たに営農技術を導入する面積のみを対象として営農技術の導入支援の申請をする場合に、20ポイントの加算を受けられることとしています。 本事業では、要件を満たせば既に営農技術導入に取り組んでいる面積も含めて支援対象とする仕組みとしていますが、これよりも、新たに営農技術を導入し、更なる生産性の向上を目指す事業実施主体を優先的に採択するという趣旨です。 また、「湿害対策技術」として弾丸暗渠が導入されている地域で新たに心土破碎に取り組む場合、心土破碎については新規の取組として加算の対象になり得ます。
4-9	令和3年産麦の単収が極端に高い水準になりました。成果目標の現状（基準年度）に令和3年産麦の単収を設定すると目標の達成が非常に難しくなると見込まれますが、何らかの工夫はできますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標の現状については、原則、現在把握できる最新のデータを記載いただくようお願いいたします。 ただし、平年と比較して単収が極端に高い又は低い場合等、7中5平均（7年間の実績がない場合は5中3等）として成果目標の現状を設定いただいて構いません。その場合、事業実施計画書の第3の（1）の備考欄にその旨を記載いただくとともに、極端に高い又は低いと判断する根拠をお示しください。
4-10	実施要領別表1の成果目標等のポイントについて、「B 生産拡大」は品目ごと、「A 団地化」「C 加算」は麦類全体で算定することとなっていますが、小麦も大麦も作付けし、小麦しか申請をしない場合、「A 団地化」「C 加算」も小麦の作付面積のみで算定すべきでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 小麦しか申請しない場合であっても、「A 団地化」や、「C 加算」のうち⑧「現状の小麦等の団地化率が80%以上」、⑨「現状の小麦等の作付面積のうち基幹作麦の占める作付面積割合が80%以上」については、小麦と大麦とをまとめて算定することとなります。 その他の成果目標については、申請する品目で算定してください。 <p><参考> 実施要領別表1の「小麦等」は麦類全体、「対象作物」は麦種ごとを意味しています。</p>
4-11	加算ポイント⑤「需要に応じた品種への転換」について、「新規に導入する品種」とあるので、現状の作付面積は0の場合のみ加算対象となるということでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 初めて作付けする品種が対象です。 このため、現状は0%であり、目標において導入品種の面積が当該品目の作付面積に占める割合が4%以上となることを想定しています。
(5 団地化の推進)		
5-1	「団地化の推進」において上限額の算定に使う面積の考え方を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 団地化の推進は、地域の水田面積の大小によりそこに係る経費や労力が異なることから、水田面積に応じて上限額を設定しています。

5-2	「団地化の推進」については、既に自主的に取り組んでおり、追加の経費が必要無いのですが、事業で「団地化の推進」への補助を申請しないと、本事業に応募できませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 「団地化の推進」の取組が本事業では必須のため、取組内容を事業実施計画書に位置付けていただく必要があります。そのうえで、補助が必要ない場合は、国庫補助金の必要額を0にしてください。 なお、団地化推進の取組を行った事実（会議の開催通知や議事録）が確認できるよう資料を保管しておく必要があります。
5-3	「団地化の推進」に係る支援は、「上限額」として示された額が一律支払われるのですか。	<ul style="list-style-type: none"> 団地化の推進経費は、地域の水田面積に応じて定められた上限額の範囲内で、実際にかかった経費を支援するものです。このため、必要となる経費を算出の上、事業実施計画書において記載し、申請してください。
5-4	団地化を推進する際の具体的な経費として、「試行的団地拡大」に係る経費があげられていますが、具体的にどのような場面を想定されていますか。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、団地化を行っていない圃場について、団地化への協力を促すために地代相当分を支払うことにより、試行的に団地化の取組を推進し、翌年以降の自発的な団地化につなげるといった活用を想定しています。
5-5	団地化の面積要件はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 団地化の面積要件については、麦豆プロの考え方を準用していただき、4ha を基本として地域の実情に応じた面積を設定してください。 なお、団地化の定義については、実施要領別記様式第1号別添の第3の(1)の「事後評価の検証方法」の欄に記載いただくようお願いいたします。 「麦・大豆生産性向上計画」を策定済みの地区においては、当該計画の面積基準に基づく目標設定を基本とします。当該計画の面積基準を使用しない場合は、その理由を整理いただいた上で、個別にご相談ください。
(6 営農技術の導入)		

<p>6-1</p>	<p>営農技術の導入については、事業実施主体全体で同じ内容の技術を導入しなければならないのでしょうか。また、同じ圃場に、同じ技術区分から複数の技術を導入した場合、支援単価はどのように計算すれば良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 営農技術の導入については、要領の取組内容に合致する範囲内で、地域の圃場条件にあわせて生産者ごとに取り組む技術が異なっても構いません。また、複数の営農技術を選択することが可能です。 • たとえば「湿害対策技術の導入」において、地域の圃場 100ha のうち、弾丸暗渠に取り組む圃場が 60ha、チゼル深耕に取り組む圃場が 40ha と二つの取組を行うことも可能です。 • 他の技術区分にある技術を選択した場合には、それぞれの単価を足し合わせることも可能です。例えば、「湿害対策技術の導入（支援単価 2,000 円/10a）」にある弾丸暗渠と、「高度湿害対策技術の導入（支援単価 3,000 円/10a）」にある有材補助暗渠を同じ圃場で行う場合、面積当たりの補助額は、2,000 円/10a と 3,000 円/10a を合計した 5,000 円/10a となります。 • なお、事業実施計画書には、具体的に取組内容を記載することとなっていますので、技術を限定して導入するか、幅広く導入するかについては地域で判断してください。 • また、実施主体として選択する助成対象取組の助成単価の合計額（実施要領別記様式第 1 号別添の第 4 の（2）に記載）を 15,000 円/10a 以内にする必要があります。
<p>6-2</p>	<p>排水対策や播種技術を県独自で開発したのですが、それらは対象にはなりませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 導入による収量改善等の効果がデータで明らかとなっているとともに、都道府県や市町村が普及している技術であり、支援メニューのうち「湿害対策技術の導入」または「効率的播種技術等の導入」に該当するものについては、以下の要件を満たす場合、支援対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該技術が地域で先進的な技術であること ② 効果が研究機関等で実証されていること ③ 当該技術の導入により、従来の営農作業から掛かり増し経費が発生すること ④ 「効率的播種技術等」の技術メニューで申請する場合は当該技術が生産性の向上につながること。 • また、「地域特認技術の導入」として位置付けられる可能性もあります。先進的な技術を都道府県独自に設定する場合は、あらかじめ農政局等とご相談ください。

6-3	対象技術として例示されていない技術は、本事業の対象にはならないのですか。	<ul style="list-style-type: none"> 明記されている技術と類似の技術については対象となります。判断に迷う場合は農政局等にご相談ください。 明記されている技術とは異なる技術については、地域特認技術で対象となる可能性があります。
6-4	「需要に応じた新品種等の導入」について、既に産地で栽培している品種についても、生産者が新たに品種切替えにより導入を進めるものは対象になるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 実施要領別表3の取組内容の欄の規定（需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種への切り替え）に合致する取組であれば、前年度から増加した新品種等の導入面積分が支援対象となります。 また、麦種転換についても、需要のある品種（麦種）への切り替えと認められる場合には支援対象になります。
6-5	「畑地化」とは具体的にはどのようなことですか。	<ul style="list-style-type: none"> 水田活用の直接支払交付金の交付対象外となることを「畑地化」とします。
6-6	「畑地化に向けた新輪作体系の確立」メニューを使用する要件はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に、農地を畑に転換する計画を立て、その実現に向け、新たな輪作体系の確立を目的とした実証を行う場合が対象となります。 事業実施計画書の中に、実証規模、目的、実証結果をどのように畑への転換に活かすのかの計画（何年後にどのくらいの規模で、どのような輪作体系とすることを想定しているのか等）を具体的に記載してください。 なお、「新たに導入する畑作物」に麦は含まれません。
6-7	先進的な営農技術の導入のうち、ある技術の導入（例えば、効率的播種技術の導入）を計画していたが、何らかの理由で取組ができなくなった場合、割り当てられた金額を他の営農技術の導入に充てても良いのですか。	<ul style="list-style-type: none"> 計画を変更する合理的な理由があり、成果目標の達成に資する営農技術の導入であればかまいませんが、変更に伴う追加の予算配当は行いませんので、留意願います。 なお、当初計画と異なる技術の導入が、成果目標の達成に資するものか、事前に農政局等へご相談ください。
6-8	先進的な営農技術の導入に取り組む場合、弾丸暗渠の施行などは自力施行でなく、全委託により実施できますか。	<ul style="list-style-type: none"> 技術導入については、営農技術を新規導入する場合に、取組面積に応じて定額を支援することになりますので、その手段は特に限定しておりません。

6-9	営農技術導入メニューの化学肥料及び農薬の低減の具体的な内容はどのようなものですか。	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料もしくは化学農薬の使用量を地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学農薬及び化学肥料の使用状況）以下かつ前作より1割以上低減させる取組となります。 なお、前作と当年作で違う肥料・農薬を使用する場合は、有効成分やリスク換算等を用いて合理的に低減されていると説明できる場合に対象となり得ます。
6-10	化学肥料及び農薬の低減の取組について、作付ほ場が前年と異なっても構わないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 問題ありませんが、使用量を10aあたりに換算するなど、前作と比較ができるように整理してください。
6-11	地域特認技術の具体的な内容はどのようなものですか。	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県において、緊急的に水田における麦の生産を拡大するのに必要な取組で、地方農政局等が承認したものを支援の対象とすることを想定しています。 また、承認に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該技術が地域で先進的な技術であること ②効果が研究機関等で実証されていること ③当該技術の導入により、従来の営農作業から掛かり増し経費が発生すること なお、地域特認技術の数について上限を設けることは想定していませんが、助成単価の総額は15,000円/10a以内となります。
6-12	地域特認技術の助成単価は、どのように設定すればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 助成単価は地域特認技術の導入に係る直接経費（10aあたり）の1/2となりますので、資材費等の積み上げにより設定してください。 なお、単価は対外的に説明ができる地域単価を使用させていただいて構いませんが、人件費は対象となりません。 また、助成単価は500円単位（500円未満切り捨て）としてください。
6-13	地域特認技術はすでに普及が進んでいる技術でも構わないでしょうか。 また、全国的に普及が進んでいる技術でも構わないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的に水田における麦の生産を拡大するのに必要な技術であれば、全国的に普及が進んでいても構いませんが、地域においては先進的な技術であることが必要です。なお、助成対象は新たに取り組んだ面積のみとなりますので、注意してください。

6-14	「ブロックローテーションに係る取組の実施」について、取組内容の欄に「ブロックローテーションの導入に必要となる」とありますが、新たにブロックローテーションを導入する場合しか対象とならないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 既にブロックローテーションを導入済みのほ場であっても、当該ほ場において、畦抜き、畦塗等に新たに取組むことで生産性が向上すると見込まれる場合には支援対象となり得ます。
6-15	事業実施主体が地域農業再生協議会の場合、実施要領第5の2の「小麦等の経営面積の半分以上で新たに先進的な営農技術を導入する場合、小麦等の全経営面積を助成対象とする。」の経営面積は、協議会の全経営面積の半分以上と考えるべきでしょうか。それとも、協議会内の各個人の経営面積の半分以上と考えるべきでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 協議会内の個人単位（取組主体単位）で、小麦等の経営面積の半分以上で新たに先進的な営農技術を導入する場合に、小麦等の全経営面積を助成対象とするものとお考え下さい。 実施要領別記様式第1号別添の第6（添付書類）の5（その他必要と認める資料）として、助成を希望する営農技術メニューごとに、技術導入する各個人（経営体）の前年度導入面積、今年度導入面積及び全経営面積を記載し、これに基づき個人（経営体）ごとに助成対象面積を算出した根拠資料を作成し、添付してください。
（7 機械・施設の導入）		
7-1	施設整備・機械導入の支援のみ申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、産地の団地化の推進・生産性の向上に必要な施設整備・機械導入を支援するため、団地化の推進の支援の活用が必須となります。
7-2	個人単位での申請は可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> たとえば、集落営農組織においては、集落内でコンバインを所有し収穫する者は集落営農組織ではなく、特定の農業者である場合があります。そのような組織の要望に応えるよう、機械・施設の導入支援については、事業実施主体の事業実施計画書において、取組の中心となる者（取組主体）として位置づけられた農業者については、当該事業実施主体が採択された場合、個人単位で交付申請可能とします。 なお、事業実施主体や市町村・県の判断で、取組主体からの計画提出とその承認が必要と規定しても問題ありません。
7-3	機械・施設の導入について、時期的に終了している作業機械（播種機など）を導入する場合、導入年度に必ず使用しなければなりませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成のために必要な機械等であれば、計画策定年度に導入し、次年度の農作業から使用していただいてもかまいません。

7-4	機械導入の完了とは、機械の納品が終われば完了ですか、それとも当年度の機械使用後に完了となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 完了日は機械の使用後ではなく、納品が終わり、完了検査等が終わった場合に完了となります。 なお、交付決定前着手届により、交付決定前に納品した場合にあっては、交付決定等の事務手続き終了後に事業完了となりますので、ご注意ください。
7-5	機械・施設の導入について、乾燥機と、それを設置し、作業を行う建屋の整備が可能ということですか。	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成するために必要であれば、乾燥機を導入することは可能です。また、乾燥機と一体的に整備するものであれば建屋も補助対象となり得ます。
7-6	実施要領で、「事業費が導入する機械等ごとに 50 万円以上 5,000 万円未満であること」とあるが、乾燥機と建屋を一体的に整備する場合については、建屋と乾燥機を別々で 5,000 万円まで計上できるということか。	<ul style="list-style-type: none"> 建屋については機械等と一体的に整備することが必要となるため、一式として事業費が 50 万円以上 5,000 万円未満となります。 なお、建屋のみでは汎用性が高いため補助対象外となります。
(8 生産拡大の推進)		
8-1	事業実施主体が地域農業再生協議会の場合、実施要領第 5 の 4 の「作付けの増加面積に応じて 10,000 円/10a を助成する。」というのは、地域協議会の全面積の増加分で判断すべきでしょうか。それとも各個人の経営面積の増加分で判断すべきでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 地域農業再生協議会内の個人単位で申請できるようにすると、協議会内で作付面積を増減させて助成を受けるといった事案が出かねません。こうした申請を防ぐため、助成対象は「地域農業再生協議会の小麦等の経営面積増加分（営農技術の導入等を行う受益者の経営面積に限らず、地域農業再生協議会の全小麦等経営面積）」とさせていただきます。 なお、協議会内で助成額をどのように配分するかについては、「営農技術の導入」又は「機械・施設の導入」に取り組むことが生産拡大支援の要件となっていること（交付等要綱別表 1）を踏まえ、あらかじめ合意形成を図っていただくようお願いいたします。
8-2	小麦の生産拡大（1 万円/10a）について、現状（令和 4 年産）と実施年（令和 5 年産）を比較した際の増加面積でよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 現状（令和 4 年産）と比較して、実施年度（令和 5 年産）において増加する作付面積でお示ください。
8-3	受益地において、大麦から小麦へ、あるいは小麦から大麦へ作付転換する場合、生産拡大支援を受けることができるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 小麦の代替として使用できない大麦（焼酎用、麦茶用等）を小麦に転換する場合は生産拡大の支援対象とすることができます。一方、小麦から大麦に転換する場合は、本事業の趣旨（小麦及びその代替となり得る麦の生産拡大）に沿った取組

	また、事業実施主体が作成する事業実施計画書（別記様式第1号別添）のどこに作付けの増加面積を記載すればよいでしょうか。	<p>とは言い難いため、原則として、支援対象にならないものとお考え下さい。事業の趣旨に沿った転換であることを示す根拠を整理願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作付けの増加面積については、実施要領別記様式第1号別添の第2の3に記載いただく欄を設けています。
8-4	地区内外の取組主体としない農家から取組主体へ農地を集積することで面積拡大したと捉えることは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 取組主体ではない農家の農地であっても、既に麦を作付しているのであれば、当該農地を集積したとしても地域における麦の作付面積は増加しないので、地区内での農地集積では生産拡大とは認められません（本QAの2-1に準拠します。）。
(9 都道府県等推進費)		
9-1	都道府県・市町村が推進のために必要な経費への支援はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県や市町村において緊急的に麦の生産拡大をするために必要な経費（例：地権者との話し合い、出張旅費、説明会開催経費）について支援します。